

『完全理解 消費税インボイス制度』 正誤のお知らせ

標記図書の下記のページにつきまして誤りがありましたので、お詫びして次のとおり訂正いたします。

【14 ページ 下から5行目】

〔誤〕 したがって、登録取消届出書を提出した日の属する課税期間の末日から起算して15日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合、その提出があった日の属する課税期間の翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。

〔正〕 したがって、登録取消届出書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合は、翌々課税期間の初日に登録の効力が失われます。

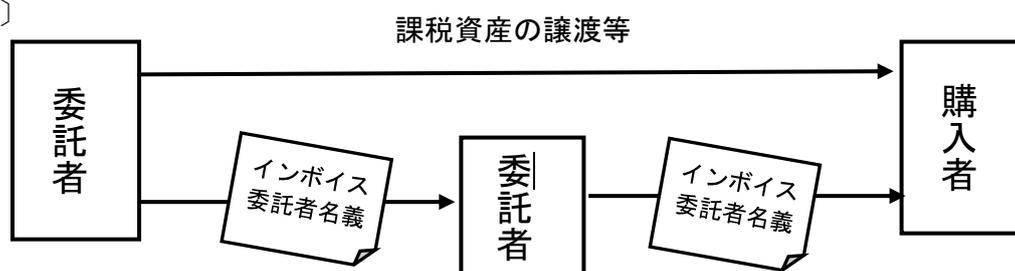
【15 ページ 中段】

〔誤〕 ② インボイス発行事業者である法人（3月決算）が令和7年3月25日に登録取消届出書を提出した場合（届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合）

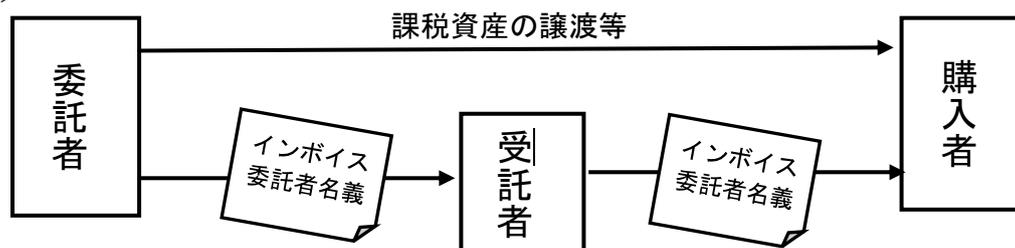
〔正〕 ② インボイス発行事業者である法人（3月決算）が令和7年3月25日に登録取消届出書を提出した場合（届出書を、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合）

【37 ページ 参考図】

〔誤〕

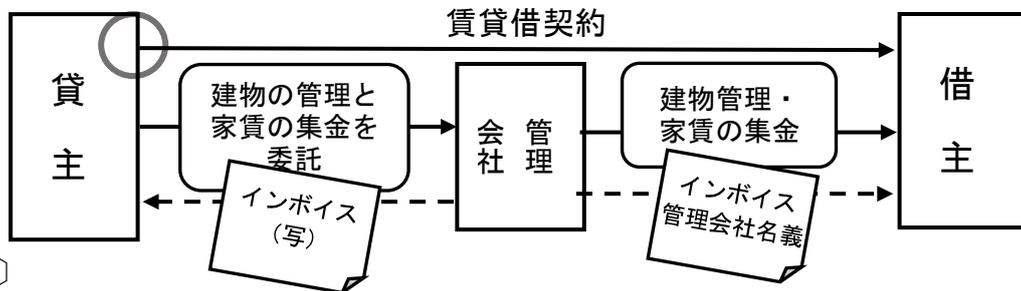


〔正〕

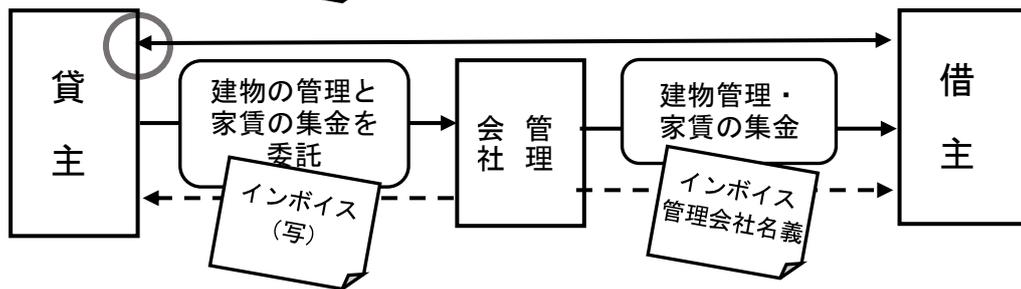


【39 ページ 参考図3】

〔誤〕



〔正〕



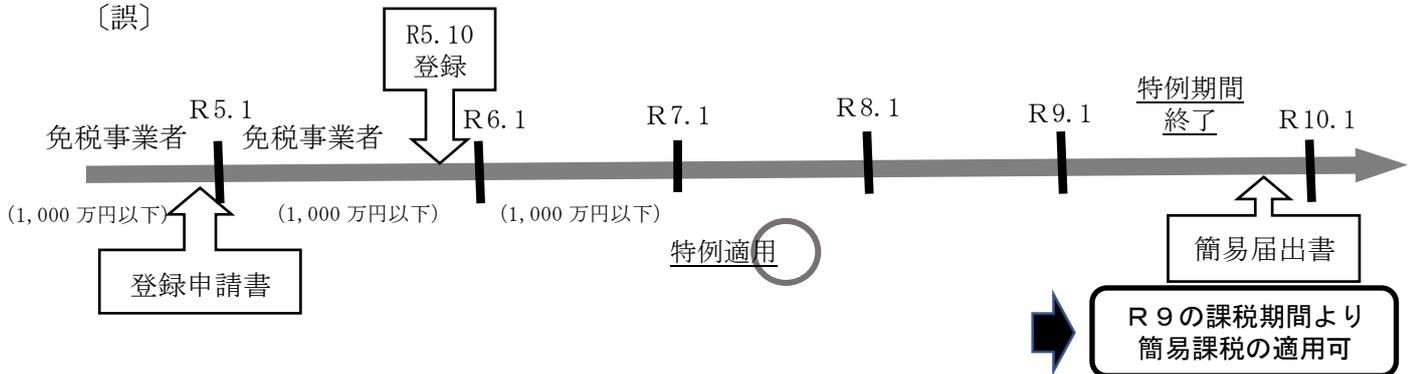
【129 ページ 下から5行目】

〔誤〕 …基準期間の課税売上高が 1,000 円以下である場合には、…

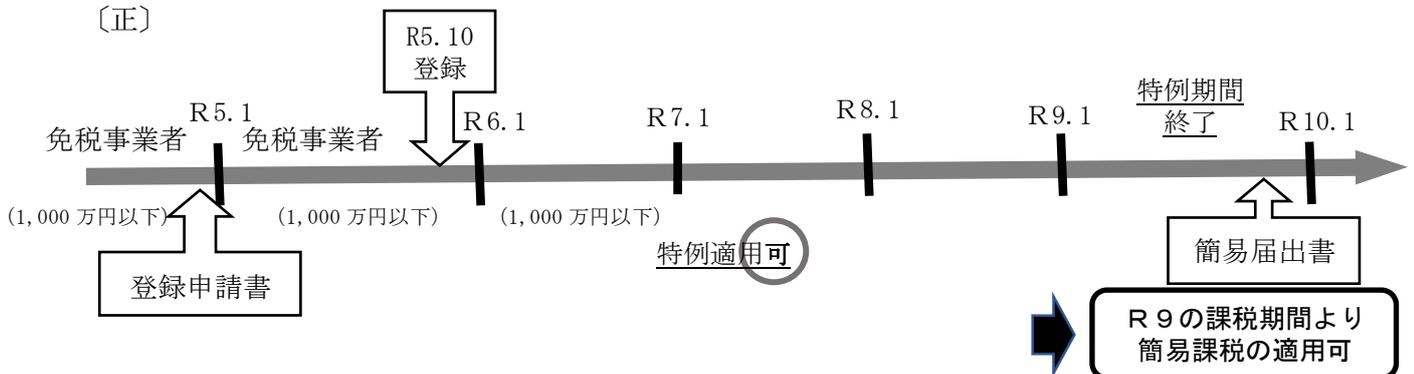
〔正〕 …基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である場合には、…

【140 ページ 図】

〔誤〕



〔正〕



【180 ページ 下から9行目】

〔誤〕 とされています。ここでいう「請求権を表彰する表彰する証書」とは、その証書に

〔正〕 とされています。ここでいう「請求権を表彰する証書」とは、その証書に